



福岡県医発第1133号(地)

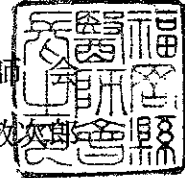
平成15年9月9日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師

会長 関 原 敬 次 郎



新医師臨床研修制度「研修医マッチング」に関する資料送付について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、
ご参考のために送付いたします。

つきましては、貴会におかれましても会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。



(生 35)

平成 15 年 9 月 5 日

都道府県医師会

生涯教育（卒後臨床研修）担当理事 殿

日本医師会

常任理事

星 北斗

新医師臨床研修制度「研修医マッチング」に関する資料送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、本会会務運営につきまして、貴会のご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成 16 年 4 月から必修化される卒後臨床研修制度においては、臨床研修希望者（研修医）と臨床研修を実施する大学病院および臨床研修病院の研修プログラムとのマッチング（組み合わせ決定）が行われます。

研修医マッチング業務につきましては、本会、財団法人医療研修推進財団、全国医学部長病院長会議および臨床研修協議会から構成される医師臨床研修マッチング協議会が担うこととなりました。本会は主として研修医マッチング前後の参加者支援事業を推進したいと考えております。

すでに 8 月 20 日よりマッチング参加登録が開始されておりますが、その直前に、医師臨床研修マッチング協議会より、当該病院長あてに、別添のマッチングに関する資料が送付されておりますので、本日、貴会宛にお知らせいたします。

貴会におかれましても、マッチングに関する資料をご一読のうえ、今後、研修医マッチングについてご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、本件について、貴会管下医師会や会員への周知方よろしくご高配のほど併せてお願い申し上げます。

敬具



平成15年8月

〇〇〇病院 病院長 殿

医師臨床研修マッチング協議会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、医師法第16条の2第1項に基づき、平成16年度より新医師臨床研修制度が発足することに伴い、臨床研修希望者と臨床研修を実施する大学病院及び、厚生労働大臣指定臨床研修病院の研修プログラム（以下、研修病院という。）との研修医マッチング（組み合わせ決定）を、全国的規模において適正に行うことを目的として、「医師臨床研修マッチング協議会」（以下、協議会という。規約および運営委員会名簿は別紙1のとおり）を設立しました。

協議会においては、臨床研修病院及び、来春医師国家試験合格予定で臨床研修を希望する学生の双方より、研修医マッチングへの参加の御希望をいただいた上で、別紙2に示すアルゴリズムを用い、別紙3のスケジュールに従って、コンピュータマッチングを実施する考えであります。

そのため、研修医マッチングについてのご理解を賜るため、別添の資料を作成し、お手許に届けさせていただきました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、貴病院におかれましても、研修医マッチングの意義についてご理解いただき、下記事項につき特段のご配慮の上、別紙4のマッチング参加申し込み書によりご参加下さいますようお願い申し上げます。

ご参加をいただきました後、貴病院のユーザID及びパスワードをすみやかにご連絡いたします。

なお、研修医マッチングにご参加いただいた場合には、有料職業紹介事業におけるマッチング手数料を、別途定める手数料表に基づきお支払い頂くことを、予めご承知おき下さるようお願いいたします。

敬具

記

1. 参加申し込みは9月末までに行っていただきますようよろしくお願いいたします。
厚生労働大臣の指定を申請中の病院におかれましても、同様とします。
2. 中間公表の結果、新たに選考手続きを受けて研修プログラムを希望する研修医マッチング参加の研修希望者（以下、参加者）がでてくとも考えられますので、10月にも選考手続きの期間をとっていただきますようお願いいたします。
3. 希望順位表提出までに参加者のユーザID及び当該参加者が希望する研修プログラムを確認の上、研修プログラム番号を当該参加者にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上

別紙

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1、医師臨床研修マッチング協議会規約、運営委員会委員名簿 | 1 式 |
| 2、研修医マッチングアルゴリズム（組み合わせ決定） | 1 部 |
| 3、研修医マッチングに関するスケジュール | 1 部 |
| 4、マッチング参加申し込み書 | 1 式 |
| ⑤ 5、研修医マッチング手数料表 | （別途送付） |
- （手数料については、1病院あたり、おおむね5万円から35万円までの範囲において、研修医の募集定員に応じた金額とする予定）

別添

- | | |
|----------------------|--------|
| 1、ポスター | （別途送付） |
| 2、研修医マッチングについて（お知らせ） | 3 部 |
| 3、参加登録にあたっての規約事項 | 1 部 |

ご連絡先

医師臨床研修マッチング協議会（電話：03-5512-8130）

URL:<http://www.jrmp.jp/>

社団法人 日本医師会（電話：03-3946-2121）

URL:<http://www.med.or.jp/>

財団法人 医療研修推進財団（電話：03-3501-6592）

URL:<http://www.pmet.or.jp/>

全国医学部長病院長会議（電話：03-3813-4610）

URL:<http://www.ajmc.umin.jp/>

臨床研修協議会（電話：03-3501-6592）

✕

〔別紙 1〕

医師臨床研修マッチング協議会規約

(名称)

第1条 本会は、医師臨床研修マッチング協議会(以下、協議会という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、臨床研修希望者と臨床研修を行う病院の研修プログラムとの研修医マッチング(組み合わせ決定)及び研修希望者の支援に関する業務を行い、臨床研修が円滑に行われることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、 研修医マッチングに関する情報提供及び相談事業
- 2、 研修医マッチングの実施
- 3、 研修医マッチングに関する調査・研究
- 4、 研修希望者及び研修医に対する支援事業

(構成)

第4条 協議会は、社団法人日本医師会、財団法人医療研修推進財団、全国医学部長病院長会議及び臨床研修協議会をもって構成する。

- 2、 協議会は、運営委員会を設ける。
- 3、 協議会は、運営委員会の協議の結果に基づいて事業を実施する。
- 4、 事務局を財団法人医療研修推進財団に置く。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、協議会を構成する4団体それぞれの代表者、医療団体関係者及び有識者をもって構成する。

- 2、 運営委員会には、委員長をおく。
- 3、 運営委員会は、委員長が招集する。
- 4、 運営委員会は、協議会の事業計画その他必要な事項について審議する。

(細則)

第6条 協議会は、必要に応じて細則を定めることができる。

(規約の改正)

第7条 この規約は、協議会において改正することができる。

附則

この規約は、平成15年7月30日から施行する。

運営委員会名簿

(敬称略)

阿 部 薫	医療研修推進財団理事長
岸 本 晃 男	松江病院長
北 島 政 樹	慶應大学医学部長
○ 行 天 良 雄	医事評論家
堺 常 雄	聖隷浜松病院長
櫻 井 秀 也	医療研修推進財団理事（日本医師会常任理事）
西 岡 清	東京医科歯科大学医学部附属病院長
畑 尾 正 彦	日本赤十字武蔵野短期大学教授
花 井 圭 子	日本労働組合総連合会生活福祉局次長
星 北 斗	日本医師会常任理事
松 井 博 志	日本経済団体連合会国民生活本部副本部長
宮 城 征四郎	プロジェクト群星沖縄臨床研修センター長
矢 崎 義 雄	国立国際医療センター総長
山 口 昇	公立みつぎ総合病院管理者
吉 田 修	奈良県立医科大学長

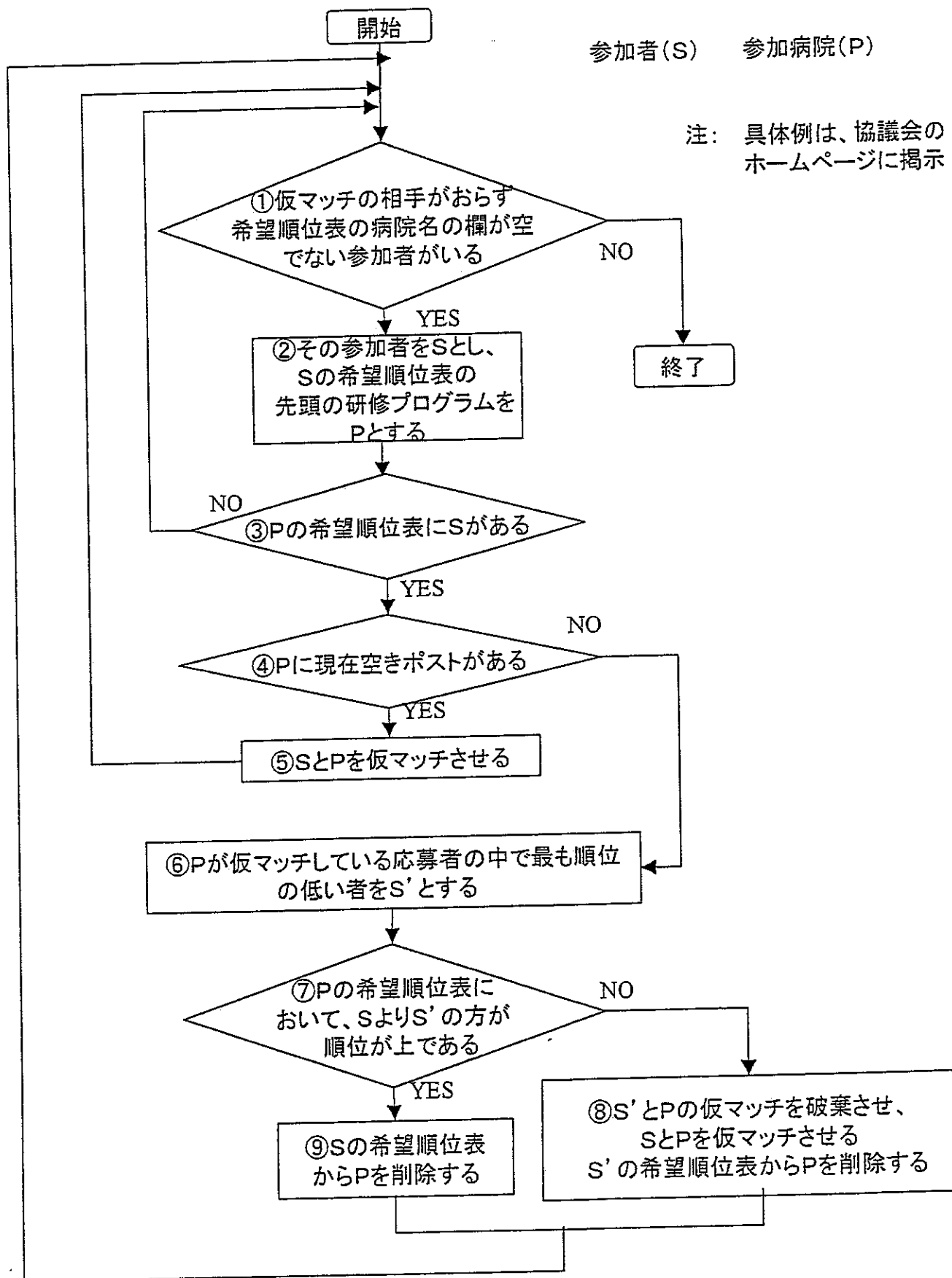
○ 運営委員長

Gale-Shapleyアルゴリズム

参加者と研修プログラムのマッチング

参加者(S) 参加病院(P)

注: 具体例は、協議会の
ホームページに掲示



〔別紙 3〕

研修医マッチングに関するスケジュール

- ・ 8月20日(水)午後2時 参加登録開始
- ・ 9月 1日(月)午後2時 希望順位受付開始
- ・ 9月30日(火)午後2時 参加登録締切
- ・ 10月 1日(水)午後2時 中間公表
- ・ 10月30日(木)午後2時 希望順位表への追加修正
受付締切
- ・ 11月13日(木)午後2時 組み合わせ決定
(オンラインによる結果確認)

〔別紙 4〕

医師臨床研修マッチング参加申込み書

医師臨床研修マッチング協議会
事務局 医療研修推進財団 殿

市立函館病院は、医師臨床研修マッチング協議会の定める事項を理解し遵守すること及び、医師臨床研修マッチング協議会の行うマッチングの結果に従い、研修医の採用を行うことを約束し、添付資料1、添付資料2を添えて医師臨床研修マッチングへの参加申込みをします。

平成15年 月 日

所在地

病院名

代表者

⑩

(添付資料 1 : 病院情報)

病院に関する次の情報について、厚生労働省へ提出した臨床研修病院指定申請書へ記載の情報と同一の情報を記入ください。また、9 以外の情報については、病院の情報として参加者に公開する可能性があることをご了承ください。

No. 1

1. 病院施設番号	030001		
2. 指定の型	単独型(1) ・ 管理型(2) (いずれかに○をつけてください。)		
3. 病院群名称			
4. 病院の名称	フリガナ 市立函館病院		
5. 病院の所在地 (誤りありましたらご訂正ください)	〒040-8505 函館市弥生町 2-33 電話 : 0138-23-8651 F A X : - -		
6. 病院の管理者の 氏名	フリガナ 姓 名		
7. 1 年次受入人数	人 (各プログラムの 1 年次募集人員の合計)		
8. プログラム数			
9. 協議会からの 連絡先	所属		
	役職		
	フリガナ		
	氏名	姓	名
	電話	- -	
	F A X	- -	
	E-Mail		
10. 参加者からの 募集に関する問合せ先	所属		
	役職		
	フリガナ		
	氏名	姓	名
	電話	- -	
	F A X	- -	
	E-Mail		
	URL	http://	

市立函館病院

(添付資料 2 : プログラム情報) プログラム毎に作成下さい。

研修プログラムについて、厚生労働省へ提出した臨床研修病院指定申請書へ記載の情報と同一の情報を記入下さるようお願いいたします。プログラム提出の順番についても同一としてください。また、ここで記入頂く情報は、プログラムの情報としてマッチング参加者に公開することをご了承ください。

(複数のプログラムがある場合は、順次番号を記述ください。) No. _____

1. 病院施設番号	030001		
2. プログラム名称			
3. プログラム番号	(既に取得している場合は記入してください。)		
4. 募集人員	人 (1 年次募集人数)		
5. プログラム概要			
6. 参加者からのプログラムに関する問合せ先	所属		
	役職		
	氏名	フリガナ	
		姓	名
	電話	— —	
	F A X	— —	
	E-Mail		
URL	http://		

市立函館病院

〔別紙 4〕

医師臨床研修マッチング参加申込み書

医師臨床研修マッチング協議会
事務局 医療研修推進財団 殿

市立函館病院は、医師臨床研修マッチング協議会の定める事項を理解し遵守すること及び、医師臨床研修マッチング協議会の行うマッチングの結果に従い、研修医の採用を行うことを約束し、添付資料 1、添付資料 2 を添えて医師臨床研修マッチングへの参加申込みをします。

平成 1 5 年 月 日

所在地

病院名

代表者



(添付資料 1 : 病院情報)

病院に関する次の情報について、厚生労働省へ提出した臨床研修病院指定申請書へ記載の情報と同一の情報を記入ください。また、9 以外の情報については、病院の情報として参加者に公開する可能性があることをご了承ください。

No. 1

1. 病院施設番号	030001		
2. 指定の型	単独型(1) ・ 管理型(2) (いずれかに○をつけてください。)		
3. 病院群名称			
4. 病院の名称	フリガナ 市立函館病院		
5. 病院の所在地 (誤りありましたらご訂正ください)	〒040-8505 函館市弥生町 2-33 電話 : 0138-23-8651 F A X : - -		
6. 病院の管理者の 氏名	フリガナ 姓 名		
7. 1 年次受入人数	人 (各プログラムの 1 年次募集人員の合計)		
8. プログラム数			
9. 協議会からの 連絡先	所属		
	役職		
	氏名	フリガナ	
		姓	名
	電話	- -	
	F A X	- -	
	E-Mail		
10. 参加者からの 募集に関する問合せ先	所属		
	役職		
	氏名	フリガナ	
		姓	名
	電話	- -	
	F A X	- -	
	E-Mail		
URL	http://		

市立函館病院

(添付資料 2 : プログラム情報) プログラム毎に作成下さい。

研修プログラムについて、厚生労働省へ提出した臨床研修病院指定申請書へ記載の情報と同一の情報を記入下さるようお願いいたします。プログラム提出の順番についても同一としてください。また、ここで記入頂く情報は、プログラムの情報としてマッチング参加者に公開することをご了承ください。

(複数のプログラムがある場合は、順次番号を記述ください。) No. _____

1. 病院施設番号	030001		
2. プログラム名称			
3. プログラム番号	(既に取得している場合は記入してください。)		
4. 募集人員	人 (1年次募集人数)		
5. プログラム概要			
6. 参加者からのプログラムに関する問合せ先	所属		
	役職		
	氏名	フリガナ	
		姓	名
	電話	— —	
	FAX	— —	
	E-Mail		
URL	http://		

市立函館病院

医師臨床研修マッチング（研修医マッチング）について

医師臨床研修マッチング協議会（電話：03-5512-8130）

URL:<http://www.jrmp.jp/>

社団法人日本医師会（電話：03-3946-2121）

URL:<http://www.med.or.jp/>

財団法人医療研修推進財団（電話：03-3501-6592）

URL:<http://www.pmet.or.jp/>

全国医学部長病院長会議（電話：03-3813-4610）

URL:<http://www.ajmc.umin.jp/>

臨床研修協議会（電話：03-3501-6592）

1. 研修医マッチングとは

研修医マッチング（組み合わせ決定）とは、医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と、臨床研修を行う病院（研修病院）の研修プログラムとを研修希望者及び研修病院の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組み合わせを決定するシステムである。

2. 参加者及び参加病院

（1）参加者

- 研修医マッチングに参加できる者は、平成16年度以降に医師免許を取得して臨床研修を受けようとする者（研修希望者）とする。研修希望者のうち、研修医マッチングに参加する者を「参加者」という。
- 参加者は、医師臨床研修マッチング協議会が定める手続き及び参加規約に同意して参加する。
- 医師臨床研修マッチング協議会が定める手続きとは、以下の事をいうものである。
 - ① 参加登録
 - ② 各病院の定める選考手続きの完了
 - ③ 希望順位表（希望する研修プログラムの希望順位表）の提出
 - ④ 組み合わせが決定した場合は、決定した研修プログラムを有する参加病院と仮契約を結ぶ
 - ⑤ その他研修医マッチング参加にあたって協議会が定める事項
- 参加者は無料で研修医マッチングに参加できる。

（2）参加病院

- 研修医マッチングに参加できる病院は、平成16年度以降に臨床研修を行う大学病院又は、原則として、厚生労働大臣が指定した病院（臨床研修病院）とする。（臨床研修病院の指定申請中の病院も参加することができる。）臨床研修を行おうとする病院のうち、研修医マッチングに参加する単独型または管理型（単独型または管理型相当の大学病院を含む）病院を「参加病院」という。
- 参加病院は、医師臨床研修マッチング協議会が定める手続き及び参加規約に同意して参加すること。
- 参加病院は、募集定員（研修プログラム毎の募集定員の合計）の全てを、研修医

マッチングで募集する。

- 医師臨床研修マッチング協議会が定める手続きとは①～⑥のことをいう。

- ① 参加登録
- ② 各病院の定める選考手続きを参加者に対して実施すること
- ③ 希望順位表（当該病院が採用を希望する参加者の希望順位）の提出
- ④ 組み合わせが決定した場合は、それに従って参加者を採用する仮契約を結ぶ
- ⑤ 仮契約の状況の報告
- ⑥ その他研修医マッチング参加にあたって協議会が定める事項

- 参加病院は所定の手数料を支払う。

3. 医師臨床研修マッチング協議会

- 医師臨床研修マッチング協議会は、日本医師会、医療研修推進財団、全国医学部長病院長会議及び臨床研修協議会から構成される。
- 医師臨床研修マッチング協議会に同協議会を構成する4団体それぞれの代表者、医療団体関係者及び有識者からなる運営委員会を設け、研修医マッチング事業の運営に関して検討を行う。

事務局は、医療研修推進財団に置く。

- 医師臨床研修マッチング協議会の役割

(1) 情報提供

研修医マッチングに関するホームページを設け、厚生労働省から提供される参加病院の募集定員等の募集情報等を、参加者及び参加病院に提供する。

(2) 照会窓口

マッチングの実施に関して参加者及び参加病院から寄せられる疑義照会に応じる窓口を設け、必要に応じてその内容を公表する。

(3) スケジュールの管理

研修医マッチングに係るスケジュールを公表し管理する。研修医マッチングに係るスケジュールとは、参加登録の期限、選考手続きの期間、希望順位表提出の期間、中間公表の時期、希望順位表追加修正の期限、研修医マッチング結果の確認時期等をいうものである。

(4) アルゴリズムの公開

医師臨床研修マッチング協議会は、コンピュータマッチングに用いるアルゴリズムを公表する。

(5) 参加・希望順位表の受付

参加者及び参加病院からの参加申請を受けて、ユーザIDを貸与し、以後、ホームページ上で希望順位表等の提出を受ける。

(6) 中間公表

参加者により提出された希望順位表をもとに、研修プログラム別に当該研修プログラムを第1希望にしている参加者数を提供する。

(7) 研修医マッチングの実施と結果確認

参加者及び参加病院から提出された希望順位表に基づき、コンピュータを用いて研修医マッチングを実施し、その結果を見ることができるようホームページ上で表示する。参加者と参加病院は、ホームページ上でそれぞれのユー

ザIDとパスワードを用いてログインし、各々の結果を確認する。

(8) 研修医マッチング前後の参加者支援事業

参加者及び研修病院の各種相談に応ずるとともに、講習会等の行事を開催する。

(9) 研修医マッチングについての評価

研修医マッチング実施後に調査等を行い、研修医マッチング事業の改善を図る。

(10) 情報管理

参加者及び参加病院から提供される情報が漏洩しないよう管理する。

(11) 手数料の徴収

研修医マッチングに必要な手数料を徴収する。

4. 具体的な手順

(1) 参加病院の登録 (平成15年8月20日午後2時～9月30日午後2時)

医師臨床研修マッチング協議会は、研修病院から研修医マッチング参加申込を受けた後に、郵送によりユーザIDとパスワードを貸与する。

(2) 参加病院に関する情報提供

医師臨床研修マッチング協議会は、参加者に参加病院のプログラムの概要、募集人員および連絡先等の情報をホームページ上で提供する。

(3) 参加者の登録 (平成15年8月20日午後2時～9月30日午後2時)

参加者は、あらかじめ各大学に貸与してある参加登録用ID及びパスワードを利用して、ホームページ上で医師臨床研修マッチング協議会に参加登録をする。医師臨床研修マッチング協議会は、参加登録をした者に対して、個人別にユーザIDをホームページの参加登録画面上及びメールで通知し貸与する。

(4) 希望順位表の提出 (非公表…参加者個人のみがアクセスできる。)

(平成15年9月1日午後2時～10月30日午後2時)

参加者は、希望する研修プログラムの定める選考手続き(応募、面接、試験等)を受けた後、希望する研修プログラムを選択し、希望順位表をホームページ上で提出する。(追加修正は随時可能)

(5) 中間公表 (平成15年10月1日午後2時以降)

医師臨床研修マッチング協議会は、参加者により提出された希望順位表をもとに、研修プログラム別に、平成15年9月30日午後2時現在で当該研修プログラムを第1希望にしている参加者の数をホームページ上で提供する。

(6) 希望順位表の追加修正 (非公表…参加者個人のみがアクセスできる。)

(平成15年10月30日午後2時締切)

参加者は、中間公表の結果も参考にして、ホームページ上で希望順位表の追加修正を行う。

(7) 参加病院の希望順位表の提出 (非公表…各参加病院のみがアクセスできる。)

(平成15年10月30日午後2時締切)

参加病院は、研修プログラム別に、採用したい参加者を選考し、希望順位表をホームページ上で提出する。

(8) 研修医マッチング(組み合わせ決定)実施

医師臨床研修マッチング協議会は、提出された希望順位表をもとに、コンピュータを用い、参加者と参加病院の研修プログラムのマッチングを実施する。

(9) 研修医マッチングの結果確認 (平成15年11月13日午後2時以降)

医師臨床研修マッチング協議会は、研修医マッチングの結果をみることができる旨をホームページ上で表示する。参加者と参加病院は、ホームページ上でそれぞれのユーザID、パスワードを用いてログインし、各々の結果を確認する。

(10) 空席情報の提供 (平成15年11月13日午後2時以降)

医師臨床研修マッチング協議会は、研修医マッチングが成立しなかった参加者に対し、研修医マッチング終了時点での空席状況（研修医マッチングに参加した研修プログラムの募集定員のうち、研修医マッチングにより募集定員が充足せず、まだ採用可能な人数）をホームページ上で提供する。

なお、研修医マッチング終了時点以降の空席情報については、厚生労働省による情報提供システムを利用することが可能である。

5. 研修医マッチング前後の参加者支援事業について

研修希望者や研修医マッチング後の研修医の様々な相談等に応じるため、医師臨床研修マッチング協議会は、参加者支援事業として、研修病院の研修プログラムや試験日程等の情報提供を行う他、支援を希望する研修希望者・研修医に対して相談窓口の開設や、講習会を企画、実施する。

6. 既卒者または外国の医大卒業生等の登録について

参加者のうち、あらかじめ各大学に貸与してある参加登録用ID、パスワードを入手できない者（一部の既卒者または外国の医大卒業生等）については、個別に医師臨床研修マッチング協議会（事務局：医療研修推進財団）に連絡をとって参加登録をする。

7. 自治医科大学又は防衛医科大学校の学生・卒業生について

自治医科大学又は防衛医科大学校の学生・卒業生の臨床研修に関しては、大学、大学校と学生、卒業生との間に特別な関係があることから、原則として研修医マッチングへの参加は受け付けないこととする。自治医科大学又は防衛医科大学校の学生・卒業生で、研修医マッチングへの参加を希望する場合は、個別に医師臨床研修マッチング協議会（事務局：医療研修推進財団）に連絡をとって参加登録すること。

8. 研修医マッチングに関する情報

研修医マッチングに関する情報については、

- ・ 8月19日までは医療研修推進財団のホームページ (<http://www.pmet.or.jp/>)
- ・ 8月20日以降は協議会のホームページ (<http://www.jrmp.jp/>)

に掲載しているので参照されたい。

以上

医師臨床研修マッチング参加規約（臨床研修病院及び大学病院用）

平成16年度に臨床研修を行おうとする病院（参加病院）である当院は、医師臨床研修マッチング協議会（以下、協議会）が実施する医師臨床研修マッチング（以下、研修医マッチング）への参加にあたって、研修医マッチングが、参加病院の研修プログラムと平成16年4月に医師免許を取得して臨床研修を受けようとする者（以下、参加者）との組み合わせを、参加者及び病院の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータを用いて決定するものであることを理解し、下記事項を遵守することに同意した上で、参加致します。

記

規約事項

- 1、参加病院は、協議会が公表するスケジュール（別紙参照）に従って手続きを行うこと。
- 2、参加病院は、参加申し込み書により協議会に参加申し込みをし、協議会は、ユーザIDとパスワードを貸与すること。
- 3、参加病院は、募集定員（研修プログラム毎の募集定員の合計）の全てを研修医マッチングで募集すること。
- 4、参加病院は、協議会の定める研修医マッチングのスケジュールを参考にして、当該病院の定める選考手続（応募、面接、試験等）を行うこと。
- 5、参加病院は、定められた期間内において、希望順位表をホームページ上で提出すること。ただし、参加病院が希望順位に記載できる参加者は、当該病院の定める選考手続（応募、面接、試験等）を受けた者であること。
- 6、参加病院は、希望順位表の追加修正を定められた期限までに完了させること。
- 7、参加病院は、協議会が実施するコンピュータマッチング終了後、協議会が研修医マッチングの結果を見ることができるようホームページ上に表示した後、当該病院のユーザID、パスワードを用いてログインし、当該病院と組み合わせが決定した参加者を確認すること。
- 8、参加病院は、当該病院の研修プログラムと組み合わせが決定した参加者について、すみやかに当該病院で臨床研修を行う旨の仮契約（正式の契約は、医師免許取得後）を結び、その状況をメールで協議会に報告すること。仮契約を結べなかった場合には、その理由を報告すること。
- 9、参加病院は、以下にあてはまる場合には研修医マッチングへの参加登録を取り消される可能性があること又は参加登録を一定期間行えないことがあること。
 - ① コンピュータマッチング終了前に、参加者以外の研修希望者と仮契約を結んだ場合
 - ② コンピュータマッチング終了後に、特段の理由なく当該病院の研修プログラムと組み合わせが決定した参加者と仮契約を結ばない場合

- ③ 当該病院以外の研修プログラムと組み合わせが決定した参加者に対して、当該病院で臨床研修を受けることを認めた場合
- ④ 当該病院のＩＤ、パスワードを協議会の許可なく他人に譲渡した場合
- １０、研修医マッチングに参加していない病院が、研修医マッチングによって組み合わせが決定した参加者に対して当該病院で研修を受けることを認めた場合には、当該病院は研修医マッチングへの参加登録を一定期間行えないことがあること。
- １１、協議会は、参加者から提出された希望順位表を基に、研修プログラム別に、当該研修プログラムを第１希望としている参加者の数を中間的に公表すること。
- １２、協議会は、臨床研修を行う病院からの照会に応じ、当該病院が研修医マッチングに参加しているか否かに関わらず、当該病院が採用しようとしている参加者について、研修医マッチングにおいて組み合わせが決定しているか否かを知らせることとしていること。
- １３、協議会は、臨床研修を行う病院からの照会に応じ、当該病院が研修医マッチングに参加しているか否かに関わらず、当該病院が採用しようとしている参加者について、研修医マッチングにおいて組み合わせが決定しているか否かを知らせることとしていること。
- １４、協議会は、研修医マッチング終了時点の参加病院の研修プログラムの空席情報を研修医マッチングが成立しなかった参加者に提供すること。またこの情報を厚生労働省に提供すること。
- １５、協議会は、参加者が同意した場合には、研修医マッチング前後の参加者支援事業（各種相談、研修会の開催等）のため、日本医師会及び当該参加者の出身大学にマッチングが成立した者の氏名・連絡先及び組み合わせが決定した病院名を通知するものであること。
- １６、協議会は、参加病院から、研修医マッチング参加にあたり、当該参加病院の募集人員数に応じて、別に定める手数料を徴収すること。
- １７、研修医マッチングにおいては、参加者と参加病院双方の希望順位表に基づいて組み合わせを決定するため、必ずしも希望順位表の上位に記載した参加者と組み合わせが決定するとは限らず、また全く組み合わせが決定しないこともあること。
- １８、参加病院は、当該病院が臨床研修病院の指定申請中である場合は、当該病院の研修プログラムに応募している参加者にその旨伝えること。
- １９、研修医マッチング全体の結果については、個人情報が発見されない状態で集計して公表することがあること。
- ２０、平成１７年度の臨床研修に係る研修医マッチングに参加する研修病院は、平成１６年１月１日以降、改めて参加登録が必要であること。ただし、平成１６年度の臨床研修に係る研修医マッチングの参加者は平成１６年１月１日以降も、臨床研修を受けている間、参加者支援事業を利用でき、改めて登録する必要はないこと。

以下余白

附則（ホームページ利用規定について）

1、本システムの責任範囲

参加病院は、参加病院が研修医マッチングに関して医師臨床研修マッチング協議会（以下、協議会）がホームページを介して行うサービスに関連して協議会又は協議会のホームページに提供した情報（個人情報及び希望順位表に係る情報を除く）について、協議会に対して、複製、展示、送信、翻案を含む著作権利用その他のあらゆる権利の使用を無償かつ永久に許諾したものとみなす。協議会は、係る情報に関して機密にする義務及び利用または評価する義務を負わないこととする。

2、情報等の修正、削除

協議会は、参加病院がサービスに関連して協議会又は協議会のホームページに提供する情報を、事前に通知することなく、修正又は削除することができる（個人情報及び希望順位表に係る情報を除く）。この場合、協議会は、その理由を開示する義務を負わない。

3、知的財産権の保護

- (1) 協議会のホームページにより参加病院に提供される情報は、協議会の工業所有権・著作権法その他の知的財産権関連法令で保護されているため、参加病院は、当該情報を参加病院等の私用目的で利用される場合に限り使用できる。それを越えて、使用（複製、送信、頒布、譲渡、翻案等を含む。以下同じ）する場合には、協議会の許諾を求めなければならない。
- (2) 協議会のホームページ上で使用される商号、商標及び標章は、商標法、不正競争防止法及びその他の法律で保護されており、参加病院は、これらを協議会の許諾なく使用してはならない。

4、参加病院の禁止行為

- (1) 参加病院は、本サービスを利用するにあたり、又は本サービスの利用に関して次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - ① 各参加病院に貸与したユーザIDとパスワードの1組を超えるユーザIDとパスワードを取得・保持すること。
 - ② 参加登録にあたって虚偽の情報を登録すること。参加病院は参加登録後、登録にあたって申告した事項に変更が生じた場合には、すみやかに所定の変更手続きを行うこと。
 - ③ 協議会又は第三者の財産権（著作権、商標権等の知的財産権を含む）を侵害すること。
 - ④ 協議会又は第三者に対する誹謗中傷行為、肖像権、プライバシー権等を侵害すること。
 - ⑤ 本サービスを通じて入手した情報を、協議会及び当該情報の著作権者の事前の承諾を得ることなく複製、販売、出版その他の使用を行うこと。

- ⑥ 協議会の事前の承諾を得ることなく本サービスを使用して営業活動、又は営利を目的とした情報提供活動を行うこと。
 - ⑦ 本サービスに関する情報又は本サービスを通じて提供する情報を改ざんすること。
 - ⑧ 有害なコンピュータプログラム等を送信、又は書き込むこと。
 - ⑨ 協議会の管理する本サービスその他の業務の運営・維持を妨げ、又は協議会の信頼を毀損するような行為、もしくはそのおそれのあること。
 - ⑩ 法令、条例等に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
 - ⑪ その他協議会が不適切と判断する行為。
- (2) 参加病院が、前項に違反した場合には、協議会は当該参加病院の参加登録を取り消すものとする。
- (3) 参加病院が前項に違反し、第三者に損害を与えた場合、又は与えられた場合には、協議会はその責任は一切負わないこと。

5、サービスの停止、中断

- (1) 協議会は、天災、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、協議会が設置する設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供できないおそれが生じたとき、又は協議会の設備の保守上又は工事上等のやむを得ない事由を生じたときは、本サービスの提供を一時停止することができる。
- (2) 協議会は上記の事態により参加病院に生じた損害については、その責任を負わない。

6、その他

- (1) 協議会は、リンクを通じて参加病院がアクセスされるホームページについて、いかなる責任も負わない。
- (2) 本サービスに関して紛争が生じ、参加病院又は第三者から損害賠償を請求され、協議会がその支払いに応じた場合には、協議会は、当該トラブルの原因を作出した参加病院に対し、当該紛争に掛かる一切の費用（弁護士費用等を含む）を請求できる。

7、本規定の変更

- (1) 本規定の変更については、協議会は、その施行の1ヶ月前に変更内容を協会のホームページ上で公告するものとする。
- (2) 参加病院は当該公告に関し、異議を申し立てることができる。
- (3) 参加病院は当該公告に関し、施行の期日までに異議申し立てを行わなかった場合、協議会は新しい規定が承認されたものとみなし、変更された規定を適用するものとする。